

# 尾張東部医療圏保健医療計画（原案）案について

（新たに記載した内容（主なもの））

## 第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標

### 第1節 がん対策

- 患者数の少ない小児がん、AYA世代（※）のがん、希少がん等の情報提供に努める。  
また、就労等の社会生活を継続しながら外来でがん治療や緩和ケアを受けられる相談支援体制を整備する。（p7, p8）

※ 思春期・若年世代（Adolescent and Young Adult）のことをいう。

### 第2節 脳卒中対策

- 愛知県地域医療構想を踏まえ、回復期の機能を有する病床の充実を図る。（p13）

### 第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策

- 退院後の再発予防や急性増悪時への対応、慢性心不全患者の再入院予防のための医療・介護体制を整備する。（p17, 18）

### 第4節 糖尿病対策

- 糖尿病性腎症等の合併症の重症化予防のため、医療機関未受診者等に対する受診勧奨や保健指導等に係る市町（保険者）と医療機関との連携体制の構築を進める。（p21, 22）

### 第5節 精神保健医療対策

- 関係機関によるネットワークの構築及び連携強化により自殺未遂者を適切に支援する。（p28, 29）
- 関係機関とともに地域における理解の促進とコーディネート機能の強化に努め地域移行体制整備に努める。（p28, p29）
- 精神障害者の災害時対策として、市町は避難行動要支援者の個別計画の作成に努める。（p29）

### 第6節 歯科保健医療対策

- 愛知県歯科口腔保健基本計画の推進に努める。（p38. 39）

## 第3章 救急医療対策

- 高齢者人口の増加に伴い、在宅や介護施設等における高齢者の急変時への対応方法について、患者、家族、かかりつけ医であらかじめ決めておくことも必要である。（p43）

#### 第 4 章 災害医療対策

- 災害拠点病院以外の病院においても、業務継続計画の作成・検証等の防災対策の充実を図る。(p46, p48)
- 在宅酸素療法、在宅人工呼吸器利用者や高齢者、障害者等の避難行動要支援者について、関係機関との連携による円滑な救護体制の構築を図る。(p46, p48)

#### 第 6 章 小児医療対策

- 医療的ケア児への対応について、医療圏の課題や対応策について、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が協議していく。(p56)

#### 第 7 章 在宅医療対策

- 愛知県地域医療構想に基づいた病床機能の分化と連携を推進し、入院医療から在宅医療に至るまで切れ目のない医療提供体制の整備を進める。(p58, p60)
- 多職種連携体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの更なる充実を図る。(p58, p60)
- 人生の最終段階における医療の提供の在り方について、患者、家族、医療関係者があらかじめ検討する必要性について啓発していく。(p59, p60)

#### 第 8 章 病診連携等推進対策

- 急性期から回復期・慢性期まで切れ目のない医療体制を構築するため、病病連携や病診連携を進める。また、在宅医療の充実に向けて、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護事業所の看護師等の多職種の連携体制を強化する。(p62, p64)

#### 第 9 章 高齢者保健医療福祉対策

- 高齢期に要介護状態になることを予防するため、若年期からの生活習慣病予防の一層の推進、また、地域保健・職域保健の連携を進める。(p65, p66)
- 高齢者の生活の質の向上を図るため、保健・医療・福祉関係者と地域住民が一体となって、高齢期における健康的な食生活の支援、歯科保健対策の推進、認知症の予防や認知症患者への支援、高齢者の権利擁護に取り組む。(p66)

#### 第 10 章 薬局の機能強化等推進対策

- かかりつけ薬剤師を持つことの意義について啓発に努める。(p68, p69)